参考資料

参考資料

資料1 ビジョンの策定経過

本ビジョンは、平成25年度(2013年度)から策定の方向性について検討を始め、吹田市商工業振興対 策協議会及びその下部組織である吹田市商工振興ビジョン策定専門部会において必要な意見又は助言を 聴取することなどにより、策定作業を進めてきた。

(1) ビジョン策定に係る会議開催状況等

年 度	月日	会議	備考
平成25年度 (2013年度)	10月30日	商工業振興対策協議会	ビジョン策定方針の確認
	2月24日	商工業振興対策協議会	
平成26年度(2014年度)	4月25日	商工業振興対策協議会	▼ 旧ビジョンの検証及び総括
	7月1日	商工振興ビジョン策定専門部会を設置 (平成26年7月1日~平成28年3月31日)	
	7月23日	商工振興ビジョン策定専門部会	
	9月25日	商工振興ビジョン策定専門部会	事業所実態調査の実施
	11月11日	商工業振興対策協議会	
	2月27日	商工振興ビジョン策定専門部会 商工業振興対策協議会	
平成27年度(2015年度)	4月28日	商工業振興対策協議会	ビジョン素案の策定
	6月1日	商工振興ビジョン策定専門部会	
	8月11日	商工振興ビジョン策定専門部会 商工業振興対策協議会	
	9月28日	商工振興ビジョン策定専門部会	
	11月30日	商工振興ビジョン策定専門部会 商工業振興対策協議会	▼ パブリックコメントの実施
	2月22日	商工振興ビジョン策定専門部会 商工業振興対策協議会	
	3月	_	ビジョンの策定完了

(2) 委員名簿

◆ 吹田市商工業振興対策協議会委員

氏 名	団体役職及び公職等
(会長) 佐竹隆幸	兵庫県立大学大学院 経営研究科教授
(副会長) 濱 﨑 真 一	近畿税理士会 吹田支部
石 川 聖 子	中小企業診断士
井 川 文 夫	吹田商工会議所 専務理事
好 見 平治郎	吹田商工会議所 工業部会幹事
田中敏之	吹田商工会議所 青年部
浦部文彦	吹田市片山商店会協同組合(代表理事)
市川盛壽	市川電器 代表者
西尾栄一	吹田商工協同組合 理事
金谷修司	大阪府中小企業家同友会 吹田支部長
森 田 里 花	消費生活相談員
立 山 さち子	吹田市消費者団体協議会委員
鈴 木 真 世	公募委員
宗 智 哉	公募委員

◆ 吹田市商工振興ビジョン策定専門部会委員

◇ 吹田市商工業振興対策協議会委員

氏 名	団体役職及び公職等
(会長)佐竹隆幸	兵庫県立大学大学院 経営研究科教授
井 川 文 夫	吹田商工会議所 専務理事
好 見 平治郎	吹田商工会議所 工業部会幹事
田中敏之	吹田商工会議所 青年部
浦部文彦	吹田市片山商店会協同組合 代表理事
西尾栄一	吹田商工協同組合 理事
金谷修司	大阪府中小企業家同友会 吹田支部長
鈴 木 真 世	公募委員

◇ 特別委員

氏 名	団体役職及び公職等
(副会長) 太田 一樹	大阪経済大学 経営学部教授
中坊久継	株式会社NMR流通総研 代表取締役社長

資料2 吹田市産業振興条例

平成21年3月31日条例第6号

吹田市産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、産業の振興に関する基本理念及び施策の方針を定め、市、事業者、経済団体等及び市民の役割を明らかにすることにより、産業基盤の安定及び強化並びに地域経済の循環及び活性化を図り、もって就労機会の増大及び安心安全な市民生活の確保に資するとともに、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 中小企業者 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項各号に掲げる者をいう。
 - (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
 - (3) 特定連鎖化事業 中小小売商業振興法 (昭和48年法律第101号) 第11条に規定する特定連鎖化事業 (サービス業に属する事業を含む。) をいう。
 - (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者をいう。
 - (5) 経済団体等 商工会議所、農業協同組合その他の市内における産業の振興を図ることを目的とする団体及びその連合会をいう。
 - (6) 大型店 店舗面積の合計が500平方メートル以上である建物をいう。

(基本理念)

- 第3条 産業の振興は、市が市民、事業者及び経済団体等との協働の下に産業の振興のための施策(以下 「産業施策」という。)を行うことにより推進されなければならない。
- 2 産業の振興は、事業者の自助努力及び創意工夫による取網を基に推進されなければならない。
- 3 産業の振興は、中小企業者の発展を基に推進されなければならない。

(産業施策の方針)

- 第4条 産業施策は、次に掲げる方針に基づき推進されなければならない。
 - (1) 創業の支援及び事業者の定着の促進を図ること。
 - (2) 地域経済の循環及び活性化に資するための企業誘致を図ること。
 - (3) 日常生活を支える地域密着型商業の展開及び商業地の整備を支援することにより、地域の商業の 魅力の向上を図ること。
 - (4) 環境と調和のとれた都市型工業の推進を図ること。
 - (5) 消費地に近い特性を生かすとともに、農地の持つ多面的な機能を活用した都市にふさわしい農業の振興を図ること。
 - (6) 観光資源を活用するとともに、市の魅力を市の内外に発信することにより、観光事業の推進を図ること。
 - (7) 人の交流の促進並びに情報の発信、収集及び共有の機能の強化を図ること。
 - (8) 産業を担う人材の育成を図ること。
 - (9) 地域からの雇用の促進及び継続に対する支援を図ること。

- (10) 市内の中小企業者の受注機会の増大を図ること。
- (11) 小規模企業者の経営の状況に応じた支援を図ること。

(市の役割)

- 第5条 市は、基本理念に基づき、必要な調査を行い、産業施策を総合的かつ計画的に推進するものとす る。
- 2 市は、産業施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 市は、産業施策の推進に当たり、国、大阪府その他の地方公共団体及び大学その他の教育機関との連 携及び協力に努めるものとする。

(事業者の役割)

- 第6条 市内の事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、地域からの雇用の促進及び継続、人材の育成 並びに従業員の福利厚生の向上に努めるとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振 興のための事業活動に協力するよう努めるものとする。
- 2 市内の商店街又は小売市場において事業を営む者(特定連鎖化事業に加盟する者(以下「加盟者」と いう。) を含む。) は、商店会 (当該商店街又は小売市場において事業を営む者の組織する経済団体等を いう。以下同じ。) へ加入するよう努めるとともに、商店会が商店街又は小売市場の活性化を図るため の事業を行うときは、応分の負担を行う等により当該事業に協力するよう努めるものとする。
- 3 市内において大型店を運営する者は、経済団体等に加入するよう努めるとともに、地域社会におけ る責任を自覚し、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に協力するよ う努めるものとする。
- 4 市内の大企業者は、中小企業者との共存共栄を図るとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が 行う産業の振興のための事業活動に積極的に協力するものとする。
- 5 市内に加盟者を有する特定連鎖化事業を行う者は、当該加盟者に対して第2項の規定を遵守するよ う指導するとともに、市が行う産業施策及び経済団体等が行う産業の振興のための事業活動に積極的 に協力するものとする。

(経済団体等の役割)

第7条 経済団体等は、事業者の自助努力及び創意工夫による取組を支援する事業活動を行うとともに、 産業の振興のための事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、産業の振興が調和のとれた地域社会の発展に寄与することについて理解を深めるとと もに、産業の振興に協力するよう努めるものとする。

(会議の開催等)

- **第9条** 市長は、産業施策を推進するため必要な会議を開催するものとする。
- 2 市長は、産業施策の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。